

三鷹市議会会議規則の一部を改正する規則

三鷹市議会会議規則（昭和42年三鷹市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第70条の見出し中「挙手又は起立」を「挙手等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、押しボタン式表決により、表決を採ることができる。
- 4 前項の押しボタン式表決により表決を採る場合は、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

表決の方法に押しボタン式表決による表決を加えるため、本案を提出します。